

サイバー警察局発足！

知ってるようで知らない警察の組織と職務

2022年4月6日版

山田太郎事務所

V4

サイバー警察局

サイバー警察局創設へ

- 山田太郎の公約にも入っている【警察庁サイバー局】が令和4年度に創設！

サイバー空間の情勢と警察の対応

1 サイバー空間の情勢

- ◆ サイバー空間は国民が参加する公共空間へと進化
 - 「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」
- ◆ 高度な技術を持つサイバー攻撃者集団など極めて深刻な脅威
- ◆ 多くの国民がサイバー空間に不安感

2 警察の対応

- ◆ 「世界一安全な日本」には、サイバー空間の安全安心確保は不可欠
- ◆ 警察の強みを活かして「安全安心のサイバー空間」実現に取り組む
 - 捜査などから得られる幅広い情報
 - 全国に配置された警察のサイバー技術部隊
 - 警察署・交番等地域に根ざした広範なネットワークを活用した各種警察活動



ついに公約が実現！

海賊版対策、ネット上の誹謗中傷対策、コインハイブ事件等の観点からも数々の場でサイバー局の創設を訴え、警察庁と何度も打合せ。令和4年度、大幅な組織改正を行い、「サイバー局」の創設が決定。

警察庁組織改正構想の検討

1 背景

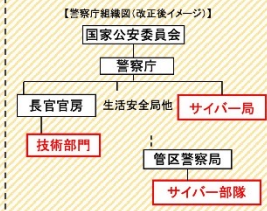
- ◆ コロナ禍を契機としてサイバー空間の脅威が顕在化
 - サイバー被害の潜在的リスクの拡大
 - 国家を背景としたサイバー攻撃の発生
 - 悪質なマルウェアを用いた攻撃手法の拡散
 - フィッシングメール等の身近なサイバー脅威を国民が実感



2 改正構想の概要

※ 6月24日(木)公表予定

- ◆ サイバー局等の新設
 - 警察庁にサイバー局を設置
 - 管区警察局にサイバー部隊を設置
- ◆ 技術政策を統括する組織の設置
 - 情報通信局を改組し、長官官房に技術政策を統括する組織を設置



【ネット時代の行政の在り方】

時代に合わせて、行政と政治の在り方も変化すると考えられます。eガバメントで行政を効率化、民間へのサービスレベル上げたり、若者の選挙参加や投票率の向上を目指してネット投票などを導入したりする必要もあるでしょう。その他、立法や行政にはクラウド時代の法整備、ネット技術利用のノーアクションレター(法律適用の事前確認)、ネット犯罪に対する捜査機関の専門性向上も必要です。

(公約集「山田太郎のものがたり」より)

警察法の一部を改正する法律案（改正の概要①）

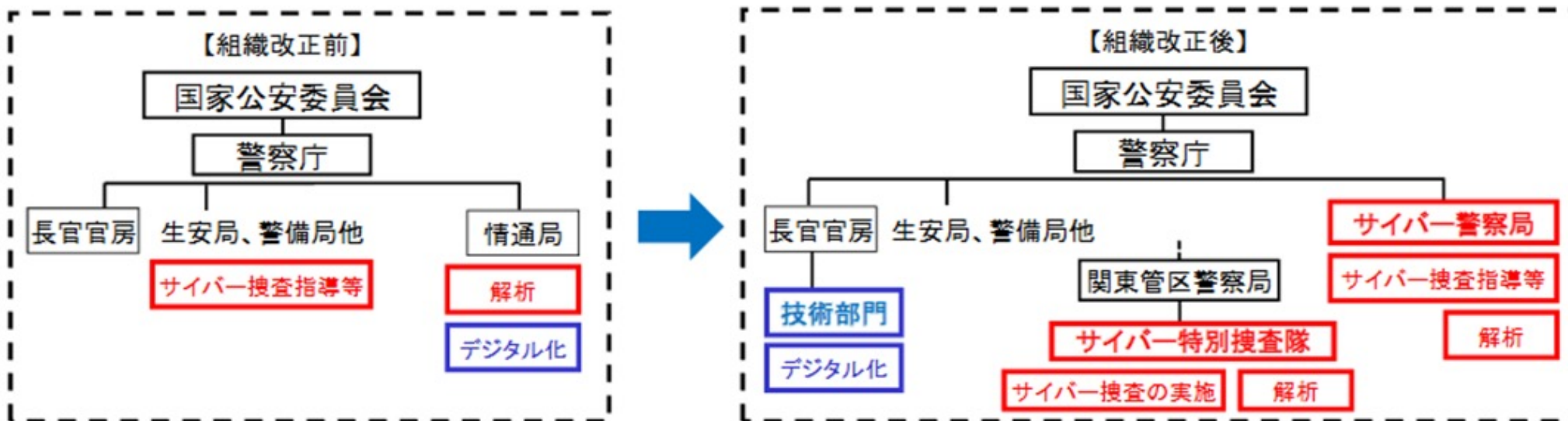
① 警察庁の組織改正

◆ サイバー警察局の新設

- ・ 捜査指導、解析、情報集約・分析、対策等を一元的に所掌

◆ 情報通信局の所掌事務を長官官房に移管

- ・ 警察業務のデジタル化、科学技術の活用等を推進



出典：警察庁HP ホーム>法令>国会提出法案 第208回国会（常会）提出法案
<https://www.npa.go.jp/laws/kokkai/index.html>

警察法の一部を改正する法律案（改正の概要②）

② 重大サイバー事案に対する対処能力の強化

- ◆ 国家公安委員会・警察庁が重大サイバー事案に対処するための事務を所掌
 - ◆ 重大サイバー事案に対処するための事務を関東管区警察局が分掌（全国管轄）
 - ・ サイバー特別捜査隊※が全国を管轄とし、重大サイバー事案の捜査（国際共同捜査を含む）を実施
- （※ サイバー特別捜査隊の関東管区警察局への設置は下位法令事項）

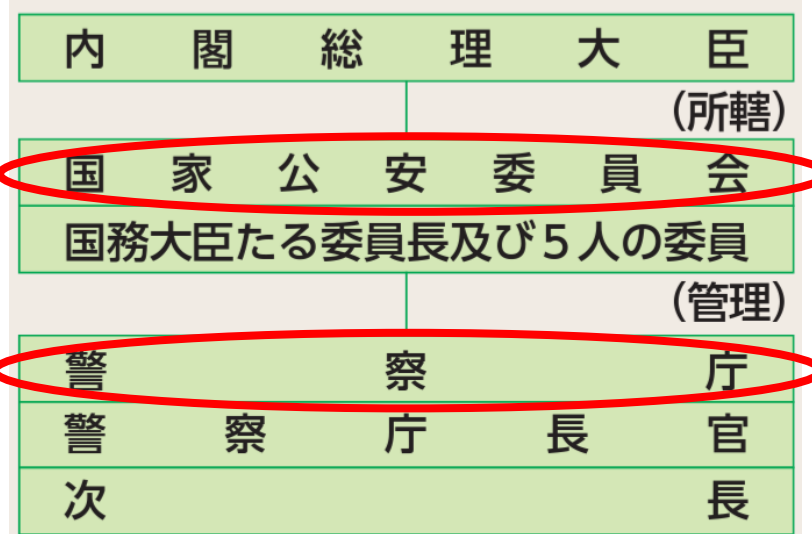
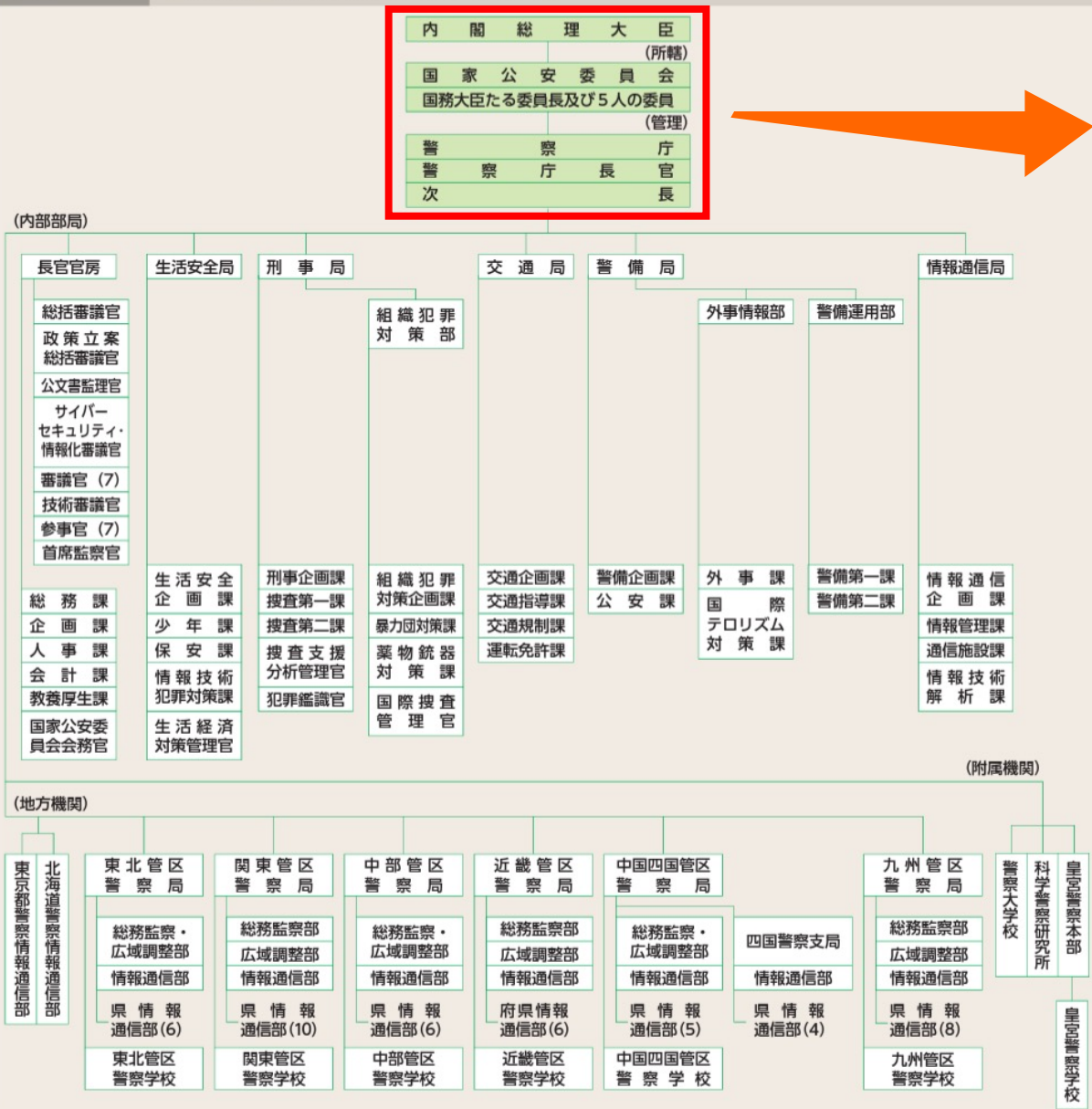
【重大サイバー事案】

- ① 国・地方公共団体の機関や重要インフラ等に重大な支障が生じる事案
- ② 対処に高度な技術を要する事案（マルウェア事案等）
- ③ 海外からのサイバー攻撃集団による攻撃

警察の組織と職務

国の警察の組織 (2021年度)

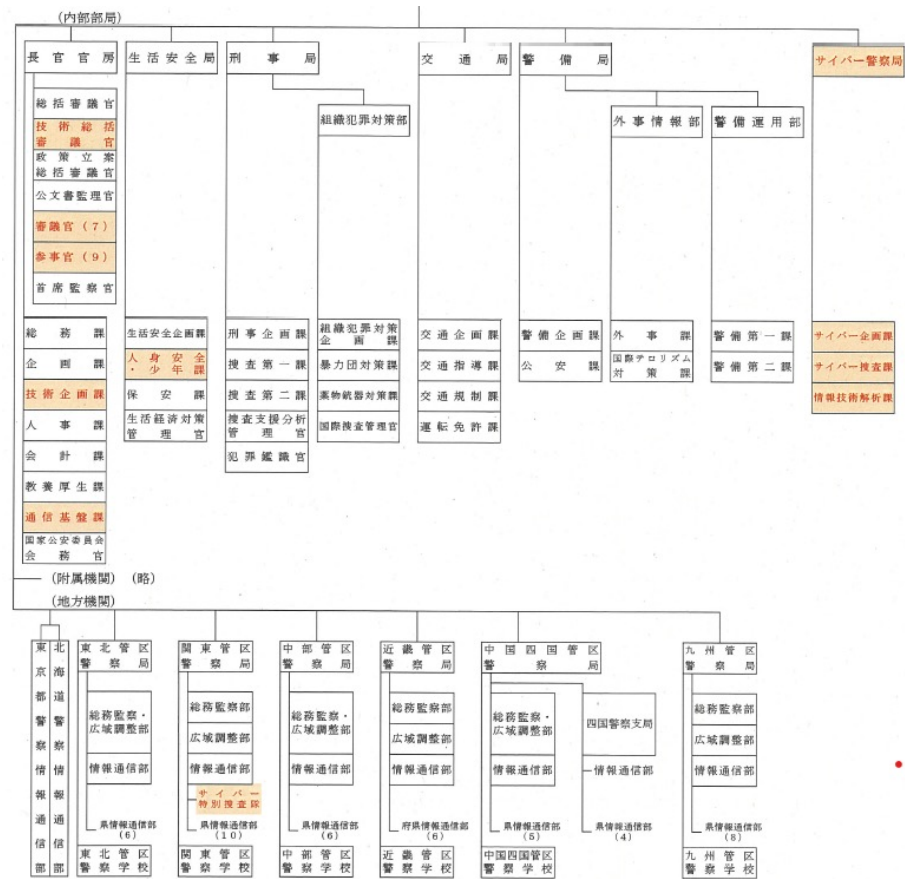
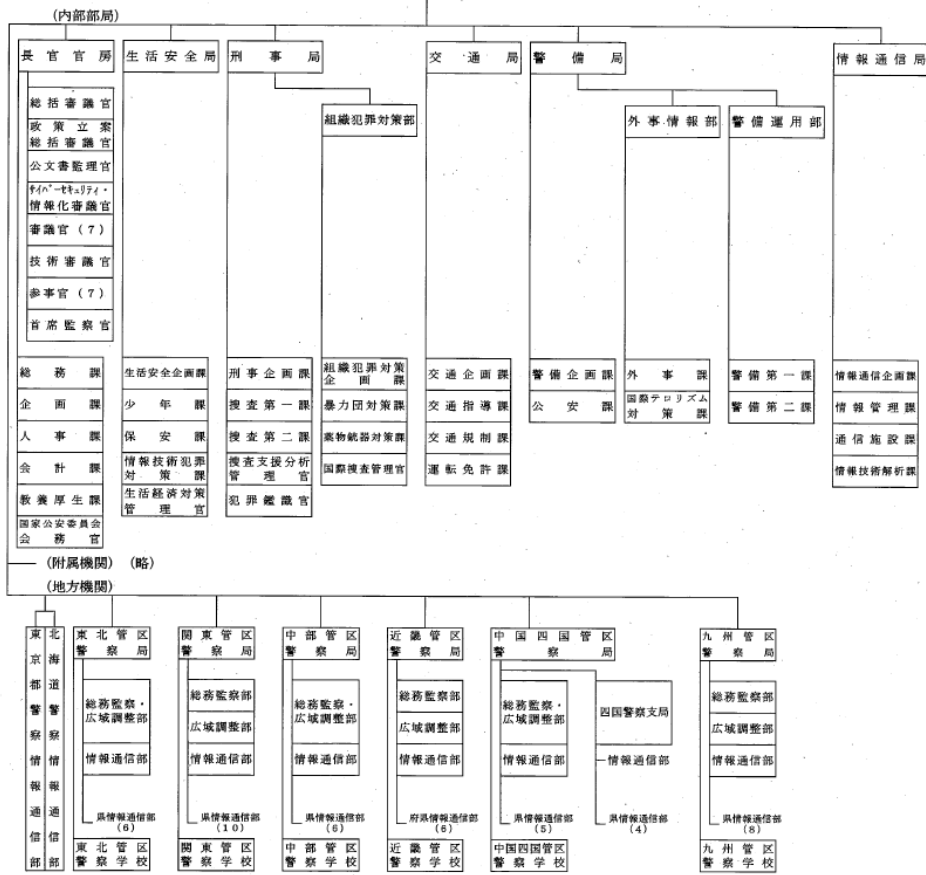
図表1-1 国の警察組織 (令和3年(2021年)度)



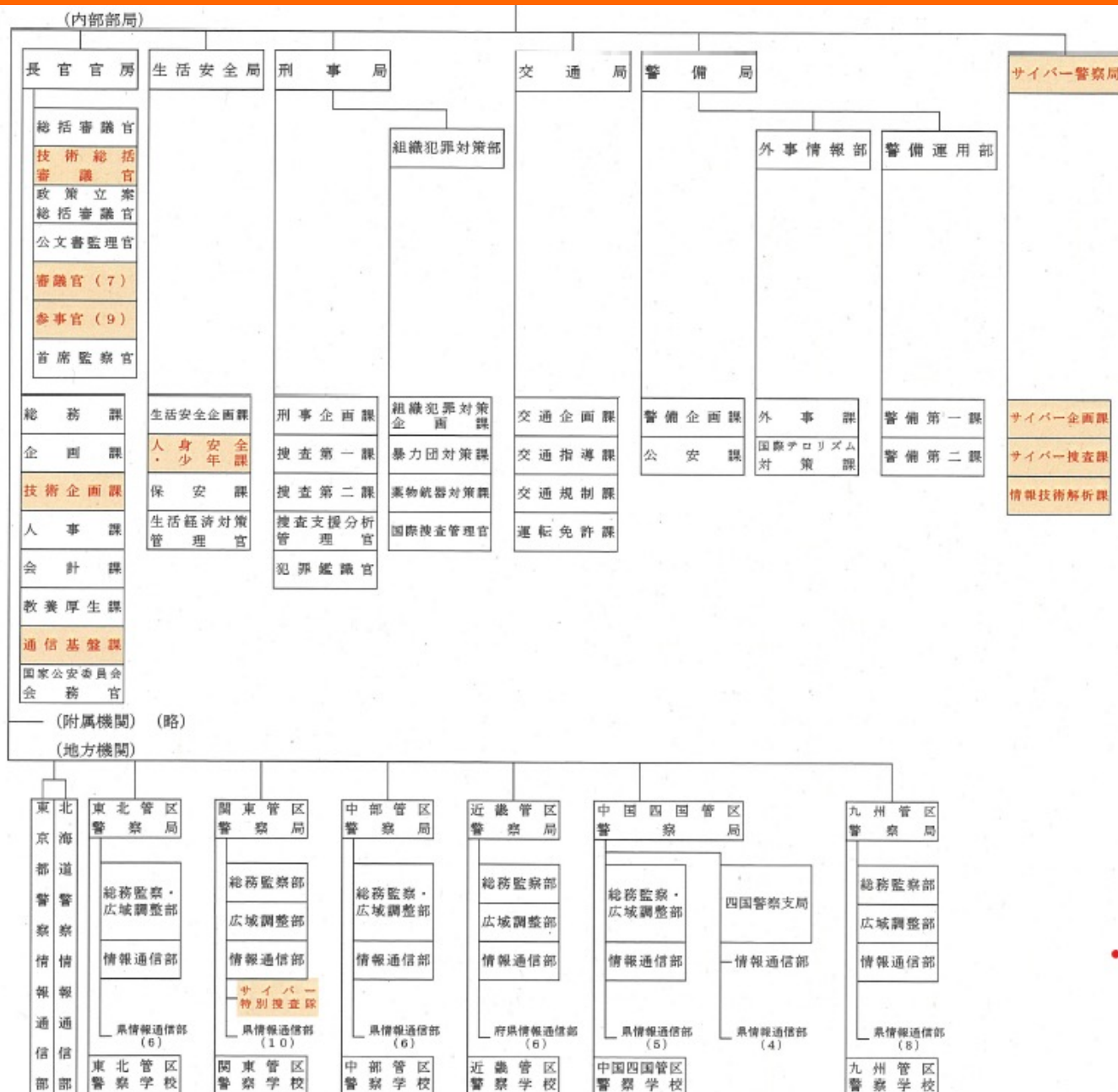
出典：「令和3年 警察白書」65頁

<https://www.npa.go.jp/hakusyo/r03/pdf/pdfindex.html>

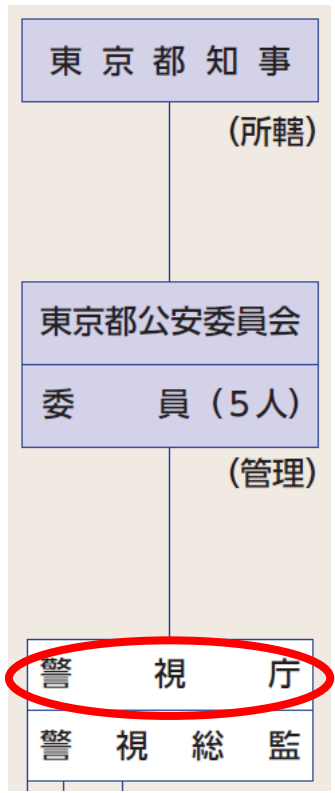
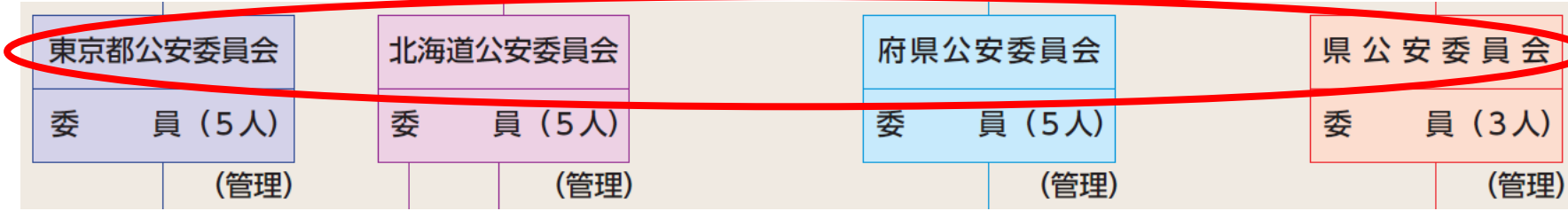
国の警察の組織 (2021年度→2022年度)



国の警察の組織 (2022年度)



都道府県の警察の組織 (2021年度)



出典：「令和3年 警察白書」66頁
<https://www.npa.go.jp/hakusyo/r03/pdf/pdfindex.html>

三条委員会及び八条委員会の概要

資料3

いわゆる三条委員会について

いわゆる三条委員会とは、国家行政組織法第3条に基づく委員会をいう。それ自体として、国家意思を決定し、外部に表示する行政機関であり、具体的には、紛争にかかる裁定やあっせん、民間団体に対する規制を行う権限等を付与されている。(同様の権限を持つ内閣府設置法に基づき設置された委員会を含む。)

国家行政組織法（昭和23年法律第120号）抄

（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）

第三条 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。

- 2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。
- 3 省は、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、委員会及び庁は、省に、その外局として置かれるものとする。
- 4 第二項の国の行政機関として置かれるものは、別表第一にこれを掲げる。

いわゆる八条委員会について

いわゆる八条委員会とは、国家行政組織法第8条に基づく委員会をいい、調査審議、不服審査、その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどる合議制の機関である。(同様の権限を持つ内閣府設置法に基づき設置された委員会を含む。)

国家行政組織法（昭和23年法律第120号）抄

（審議会等）

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

3条委員会と8条委員会の例

三条委員会及び八条委員会の例

<h3>三条委員会</h3>	<国家行政組織法第三条に基づく機関>		<内閣府設置法に規定された機関>	
	省	委員会	庁	
	総務省	公害等調整委員会	消防庁	
	法務省	公安審査委員会	公安調査庁	
	外務省			
	財務省		国税庁	
	文部科学省		文化庁	
	厚生労働省	中央労働委員会		
	農林水産省		林野庁 水産庁	
	経済産業省		資源エネルギー庁 特許庁 中小企業庁	
	国土交通省	運輸安全委員会	観光庁 気象庁 海上保安庁	
	環境省	原子力規制委員会		
防衛省				
<h3>八条委員会</h3>	○消費者委員会(内閣府)			
	○食品安全委員会(内閣府)			
	○証券取引等監視委員会(内閣府)			
	○社会保障審議会(厚生労働省)			
	○厚生科学審議会(厚生労働省)			
	○薬事・食品衛生審議会(厚生労働省)			
	等			

公安委員会制度とは

警察は、強い執行力を有しており、独善的な運営がなされたり、政治的に利用されることがあってはならない。

公安委員会制度は、**国民の良識を代表する者によって構成される合議制の機関が警察の管理を行うことで、警察の民主的運営と政治的中立性を確保することを目的**として設けられている。

- 国……内閣総理大臣の所轄の下に国家公安委員会が置かれ、国家公安委員会は警察庁を管理している。
- 都道府県……都道府県知事の所轄の下に都道府県公安委員会が置かれ、都道府県公安委員会は都道府県警察を管理している。

所轄とは

指揮命令権のない監督であって、指揮監督より更に弱いつながりを示す。

管理とは

事務執行の細部についての個々の指揮監督を含まないが、公安委員会の所掌事務について大綱方針を定め、その大綱方針に即して警察事務の運営を行わせるために、警察庁又は都道府県警察を監督する趣旨であり、警察庁又は都道府県警察における事務の処理が、大綱方針に適合していないと認めるときは、必要な指示を行うこととなる。

なお、**国家公安委員会委員長に国務大臣**が充てられているのは、**国家公安委員会による警察の政治的中立性の確保**と、**治安に対する内閣の行政責任の明確化**という2つの要請の調和を図るためである（図9-1）。

参考：国家公安委員会メンバー

氏名	生年月日	任期	略歴等
委員長 二之湯 智 にのゆ さとし	昭和19年9月13日	令和3年10月4日～	参議院自由民主党 政策審議会会長 国家公安委員会委員長（現） 国土強靱化担当大臣（現） 内閣府特命担当大臣（防災、海洋政策）（現） 領土問題担当大臣（現） 国家公務員制度担当大臣（現）
委員 小田 尚 おだ たかし	昭和26年7月4日	平成30年3月5日～令和5年3月4日	(株)読売新聞グループ本社取締役論説主幹 (株)読売新聞東京本社取締役副社長・論説担当
委員 櫻井 敬子 さくらい けいこ	昭和39年4月30日	令和元年12月7日～令和6年12月6日	学習院大学法学部教授（現）
委員 横畠 裕介 よこばたけ ゆうすけ	昭和26年10月12日	令和2年5月27日～令和7年5月26日	内閣法制局長官
委員 宮崎 緑 みやざき みどり	昭和33年1月15日	令和3年2月22日～令和8年2月21日	千葉商科大学国際教養学部教授（現）
委員 竹部 幸夫 たけべ ゆきお	昭和35年4月8日	令和4年3月13日～令和9年3月12日	三井物産（株）代表取締役副社長執行役員

参考：東京都公安委員会メンバー

	氏名	出身分野	任期
委員長	やまぐち てっ 山口 徹	学術（医学）	令和2年7月24日～令和5年7月23日
委員	まえだ まさひで 前田 雅英	学術（刑事法）	令和元年10月20日～令和4年10月19日
委員	ひろせ みちあき 廣瀬 道明	経 済	令和元年10月20日～令和4年10月19日
委員	いとう ひでき 伊藤 秀樹	行 政	令和3年8月1日～令和5年7月23日
委員	えぐち としこ 江口 とし子	司 法	令和3年10月24日～令和6年10月23日

都道府県警の公安警察

警視庁の組織

東京都公安委員会 副 警視 総監	総務部	企画課 広報課 装備課 留置管理第二課 取調監督室	文書課 会計課 施設課	情報管理課 用度課 留置管理第一課
	警務部	人事第一課 給与課 健康管理本部	人事第二課 厚生課	訟務課 教養課
	交通部	交通総務課 交通規制課 運転免許本部 高連道路交通警察隊	交通執行課 交通管制課	交通捜査課 駐車対策課 交通機動隊(10隊)
	警備部	警備第一課 警衛課 機動隊(9隊)	警備第二課 警護課 特科車両隊	災害対策課
	地域部	地域総務課 通信指令本部 航空隊	地域指導課 自動車警ら隊(4隊)	鉄道警察隊
	公安部	公安総務課 公安第三課 外事第二課 公安機動捜査隊	公安第一課 公安第四課 外事第三課	公安第二課 外事第一課
	刑事部	刑事総務課 捜査第三課 科学捜査研究所	捜査第一課 捜査共助課 捜査支援分析センター	捜査第二課 鑑識課 機動捜査隊(3隊)
	生活安全部	生活安全総務課 保安課 サイバー犯罪対策課 生活安全特別捜査隊	生活経済課 少年育成課	生活環境課 少年事件課
	組織犯罪対策部	組織犯罪対策総務課 組織犯罪対策第三課 組織犯罪対策特別捜査隊	組織犯罪対策第一課 組織犯罪対策第四課	組織犯罪対策第二課 組織犯罪対策第五課
	警察学校			
	方面本部(10方面)			
	犯罪抑止対策本部			
	警察署(102署)			

公安部

公安総務課	公安第一課	公安第二課
公安第三課	公安第四課	外事第一課
外事第二課	外事第三課	
公安機動捜査隊		



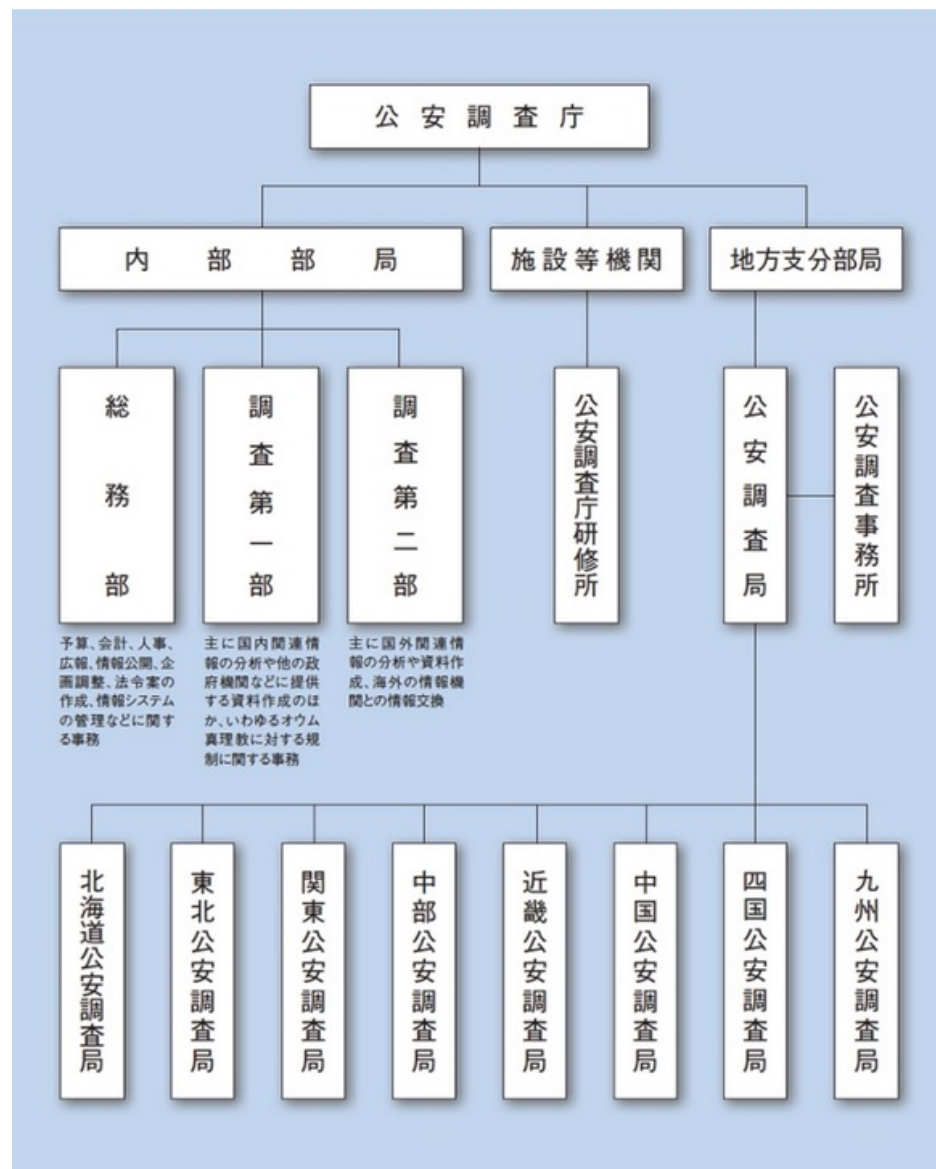
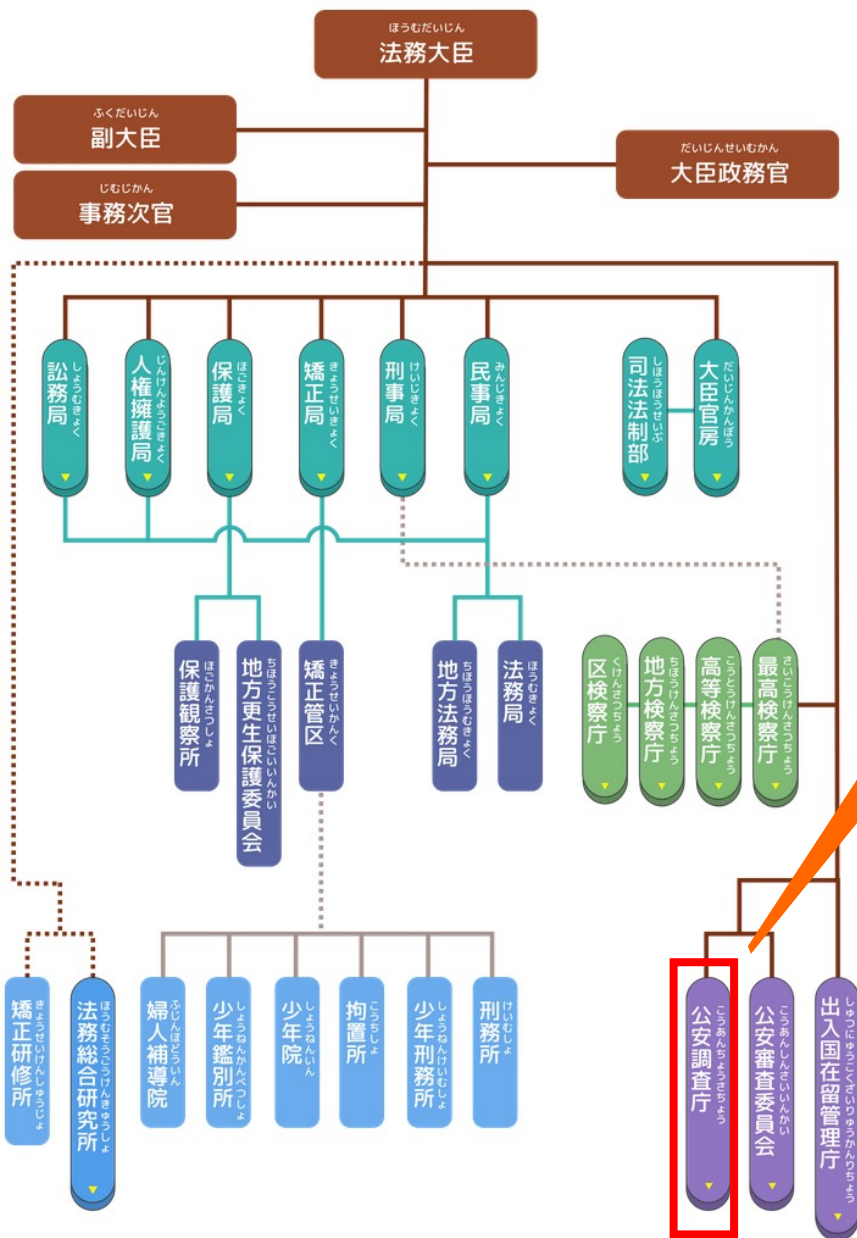
職種紹介

公安警察

国際テロなどの脅威から、
首都を守る。

国民の安全・安心を確保するため、国際テロ組織、過激派、右翼などによるテロ、ゲリラの未然防止に向けた諸対策をはじめ、各種違法行為の取締り、北朝鮮による拉致容疑事案などに対する捜査、対日有害活動の取締り、サイバー攻撃に係る捜査や対策、NBC(核・生物・化学物質)テロへの対応などを強化推進しています。

公安調査庁：組織



公安調査庁：業務（団体規制と情報貢献）

団体規制

公安調査庁は、破壊活動防止法に基づいて、暴力主義的破壊活動を行う危険性のある団体の調査を行い、規制の必要があると認められる場合には、団体の規制に関し、審査及び決定を行う機関である公安審査委員会に対し、その団体の活動制限や解散指定の請求を行います。

○破壊活動防止法

■破壊活動防止法



また、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づいて、過去に無差別大量殺人行為を行った、現在も危険な要素を保持していると認められる団体について調査を行い、公安審査委員会に対し、観察処分や再発防止処分の請求を行います。加えて、観察処分に付された団体に対しては、当該団体の活動状況を明らかにするために、報告徴取、団体施設への立入検査などの規制措置を行います。

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律

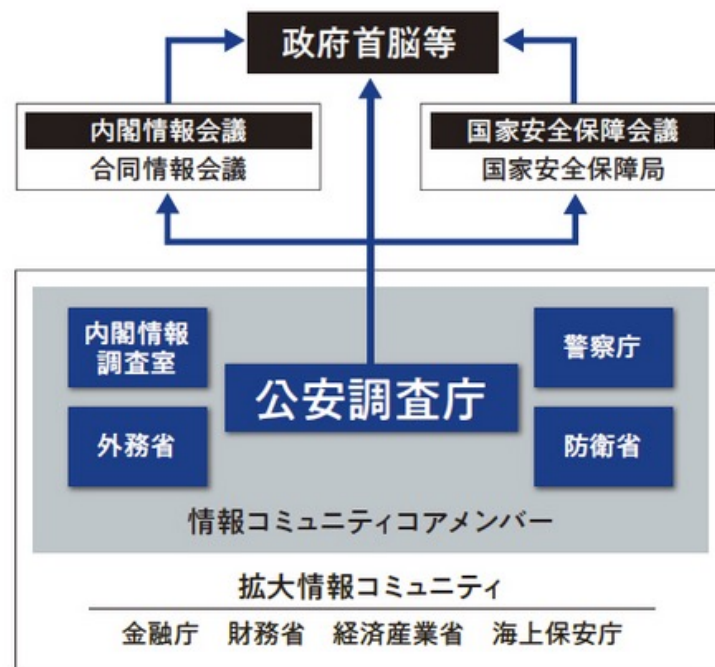
■無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(団体規制法)



情報貢献

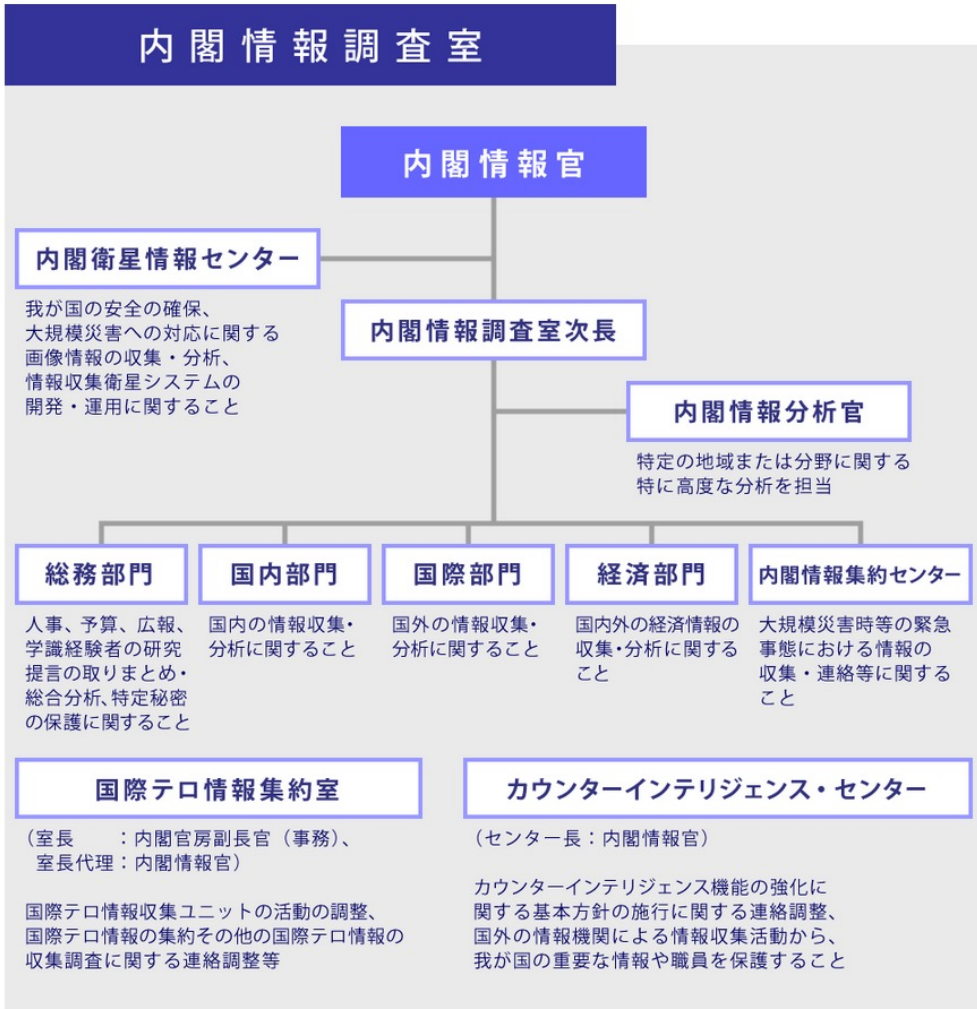
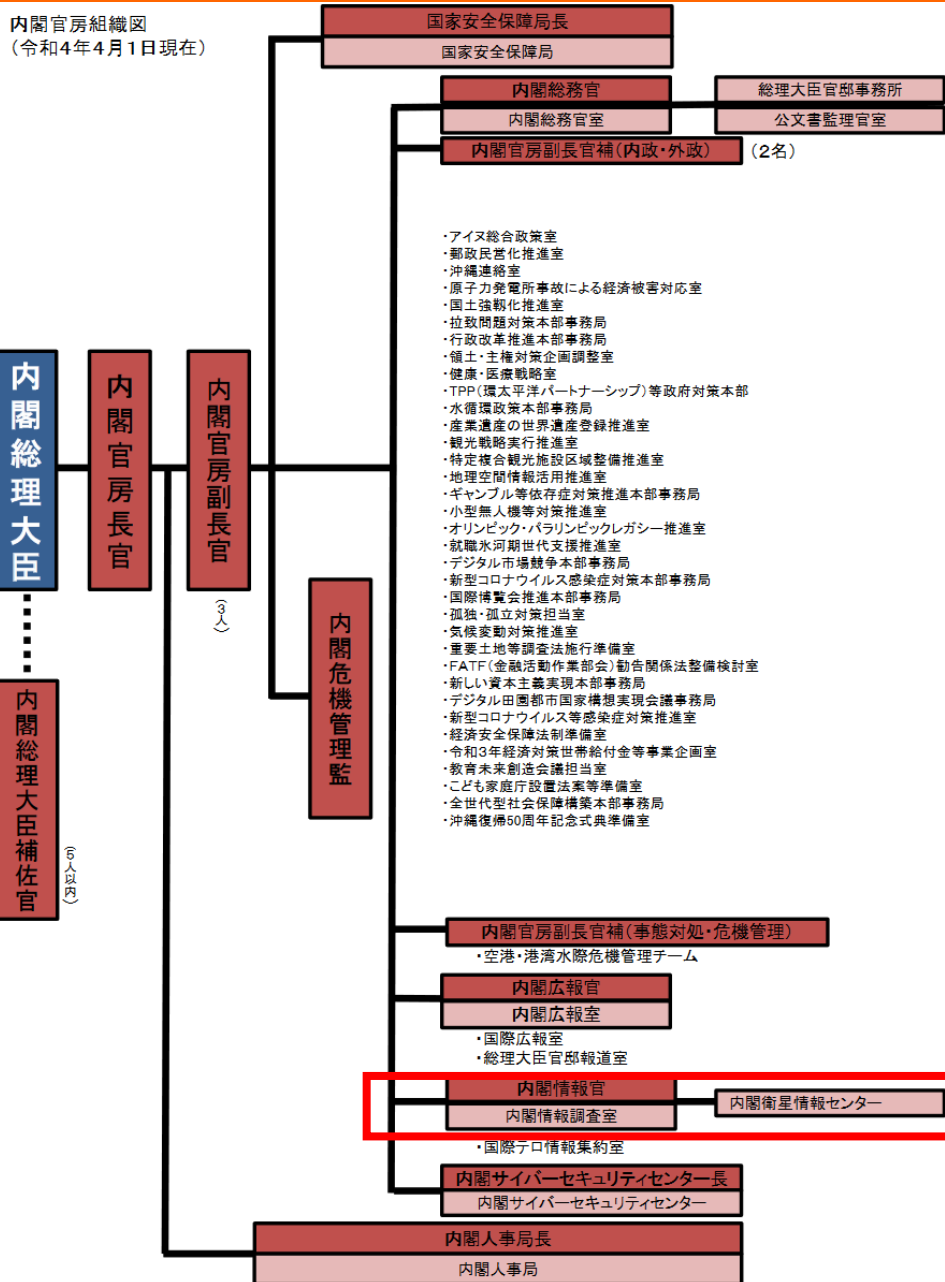
公安調査庁は、我が国の情報機関によって構成される情報コミュニティのコアメンバーとして、内閣に置かれた内閣情報会議とその下に設置されている合同情報会議のほか、官邸や内閣官房を始めとする関係機関に対し、政府の政策決定に資する情報を日々提供しています。

また、国家安全保障会議と同会議を補佐する内閣官房国家安全保障局にも情報提供することが求められており、これに応えています。



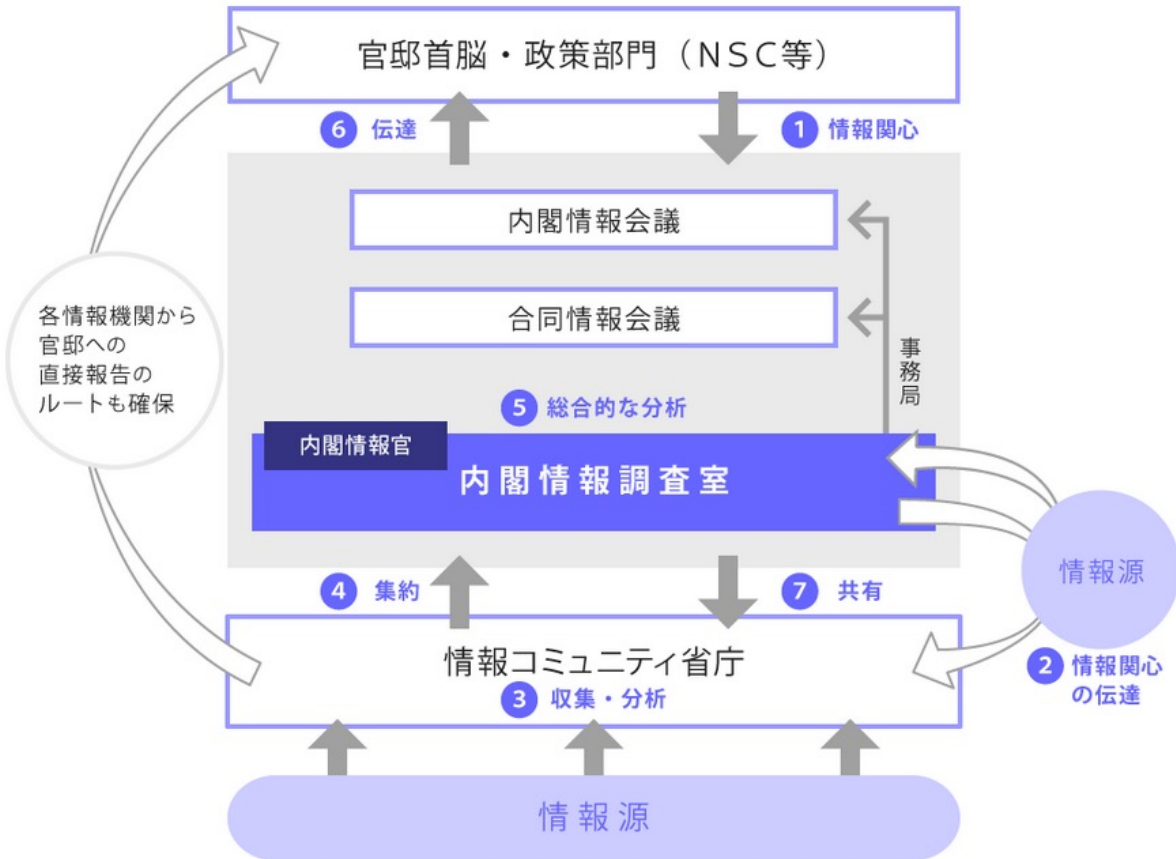
内閣情報調査室：組織

内閣官房組織図
(令和4年4月1日現在)



内閣情報調査室：業務

内閣のインテリジェンス体制（概観図）

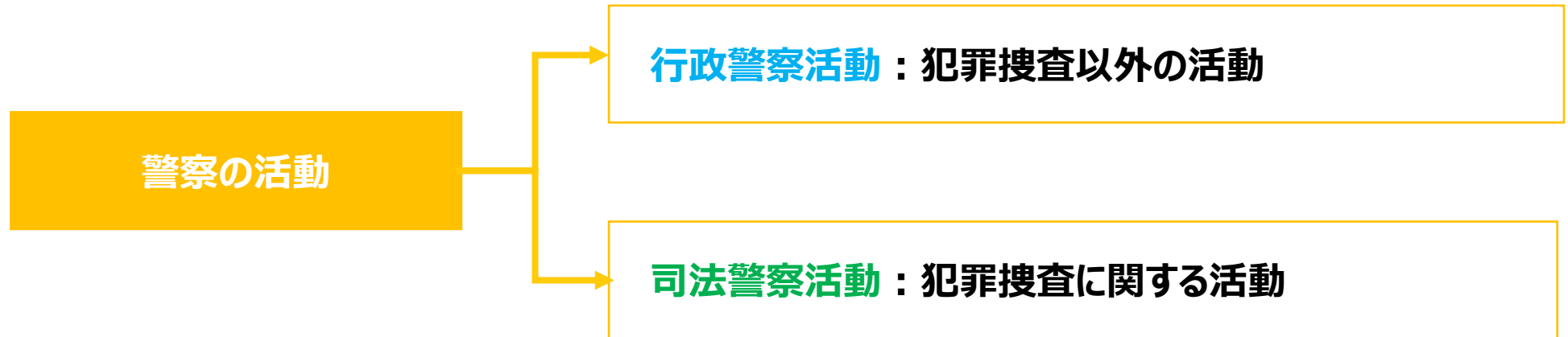


内閣のインテリジェンス体制を第一に支えているのは、官邸直属の情報機関として、内閣の重要政策に関する情報の収集・集約・分析を行う**内閣官房内閣情報調査室**です。

内閣情報調査室を含む**情報コミュニティ各省庁**は、内閣の下に相互に緊密な連携を保ちつつ、情報収集・分析活動に当たっています。

内閣情報会議や合同情報会議では、情報コミュニティ各省庁が収集・分析した情報を集約し、内閣の立場から、総合的な評価、分析を行っています。

行政警察活動と司法警察活動



警察法

(この法律の目的)

第一条

この法律は、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、民主的理念を基調とする警察の管理と運営を保障し、且つ、能率的にその任務を遂行するに足る警察の組織を定めることを目的とする。

(警察の責務)

第二条

- 1 警察は、**個人の生命、身体及び財産の保護**に任じ、**犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕**、**交通の取締その他公共の安全と秩序の維持**に当ることをもつてその責務とする。
- 2 警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。

(サービスの宣誓の内容)

第三条

この法律により警察の職務を行うすべての職員は、日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨のサービスの宣誓を行うものとする。

行政警察活動と司法警察活動の違いは？ :警職法1条

警察官職務執行法

(この法律の目的)

第一条

- 1 この法律は、警察官が警察法に規定する**個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の維持**並びに他の法令の執行等の職権職務を忠実に遂行するために、必要な手段を定めることを目的とする。
- 2 この法律に規定する手段は、前項の目的のため必要な最小の限度において用いるべきものであつて、いやくもその濫用にわたるようなことがあつてはならない。

参考：警察法

(警察の責務)

第二条

- 1 警察は、**個人の生命、身体及び財産の保護**に任じ、**犯罪の予防、鎮圧**及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。

警察官職務執行法

(質問)

第二条

- 1 警察官は、**異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者**又は**既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると認められる者**を**停止させて質問**することができる。
- 2 その場で前項の質問をすることが本人に対して不利であり、又は交通の妨害になると認められる場合においては、質問するため、その者に附近の警察署、派出所又は駐在所に**同行**することを求めることができる。
- 3 前二項に規定する者は、刑事訴訟に関する法律の規定によらない限り、身柄を拘束され、又はその意に反して警察署、派出所若しくは駐在所に連行され、若しくは答弁を強要されることはない。
- 4 警察官は、刑事訴訟に関する法律により逮捕されている者については、その身体について凶器を所持しているかどうかを調べることができる。

警察官職務執行法

(武器の使用)

第七条

警察官は、**犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合**においては、**その事態に応じ合理的に必要と判断される限度**において、**武器を使用**することができる。但し、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条（正当防衛）若しくは同法第三十七条（緊急避難）に該当する場合又は左の各号の一に該当する場合を除いては、**人に危害を与えてはならない**。

- 一 死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁こにあたる兇悪な罪を現に犯し、若しくは既に犯したと疑うに足りる充分な理由のある者がその者に対する警察官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官において信ずるに足りる相当な理由のある場合。
- 二 逮捕状により逮捕する際又は勾引状若しくは勾留状を執行する際その本人がその者に対する警察官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官において信ずるに足りる相当な理由のある場合。

ヤジ排除事件の関連条文：警察官職務執行法

(避難等の措置)

第4条

- 1 警察官は、**人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞**のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、**その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告**を発し、及び**特に急を要する場合**においては、**危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。**
- 2 前項の規定により警察官がとつた処置については、順序を経て所属の公安委員会にこれを報告しなければならない。この場合において、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について必要と認める協力を求めるため適当な措置をとらなければならない。

(犯罪の予防及び制止)

第5条

警察官は、**犯罪がまさに行われようとするのを認めたときは、その予防のため関係者に必要な警告**を発し、又、**もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場合**においては、**その行為を制止**することができる。

組織法と作用法：最高裁昭和55年9月22日決定

1-1 法律の留保(1)―任意調査と組織規範

最決昭和55年9月22日(刑集34巻5号272頁・判時977号40頁)

【参考】CB 9-2 百選I 113 曹時36巻11号233頁

事実

宮崎県警察の巡査2名は、飲酒運転などの交通違反を取り締まる目的で道路端に待機し、赤色灯により同所を通過する車両のすべてに停止を求めて交通検問を実施した。同所を運転中であったYは、巡査による停止の合図に応じて自ら車両を停止した。巡査は、Yに運転席の窓を開けさせ、運転免許証の提示を求めたところ、酒臭がして酒気帯び運転の疑いが生じたので、Yに降車を求め、近くの派出所に同行した。派出所で飲酒検知検査をすると、アルコールが検出されたため、鑑識カードと交通事件原票が作成され、Yはこれらに署名して帰宅した。その後、道路交通法違反により起訴されたYは、自動車一斉検問は法的根拠を欠く違法なもので、検問が端緒となって収集された証拠には証拠能力がない等と主張。1審・2審ともYが敗訴したので、Yが上告。上告棄却。

決定要旨

「警察法2条1項が『交通の取締』を警察の責務として定めていることに照らすと、交通の安全及び交通秩序の維持などに必要な警察の諸活動は、強制力を伴わない任意手段による限り、一般的に許容されるべきものであるが、それが国民の権利、自由の干渉にわたるおそれのある事項にかかわる場合には、任意手段によるからといって無制限に許されるべきものでないことも同条2項及び警察官職務執行法1条などの趣旨にかんがみ明らかである。しかしながら、自動車の運転者は、公道において自動車を利用することを許されていることに伴う当然の負担として、合理的に必要な限度で行われる交通の取締に協力すべきものであること、その他現時における交通違反、交通事故の状況などをも考慮すると、警察官が、交通取締の一環として交通違反の多発する地域等の適当

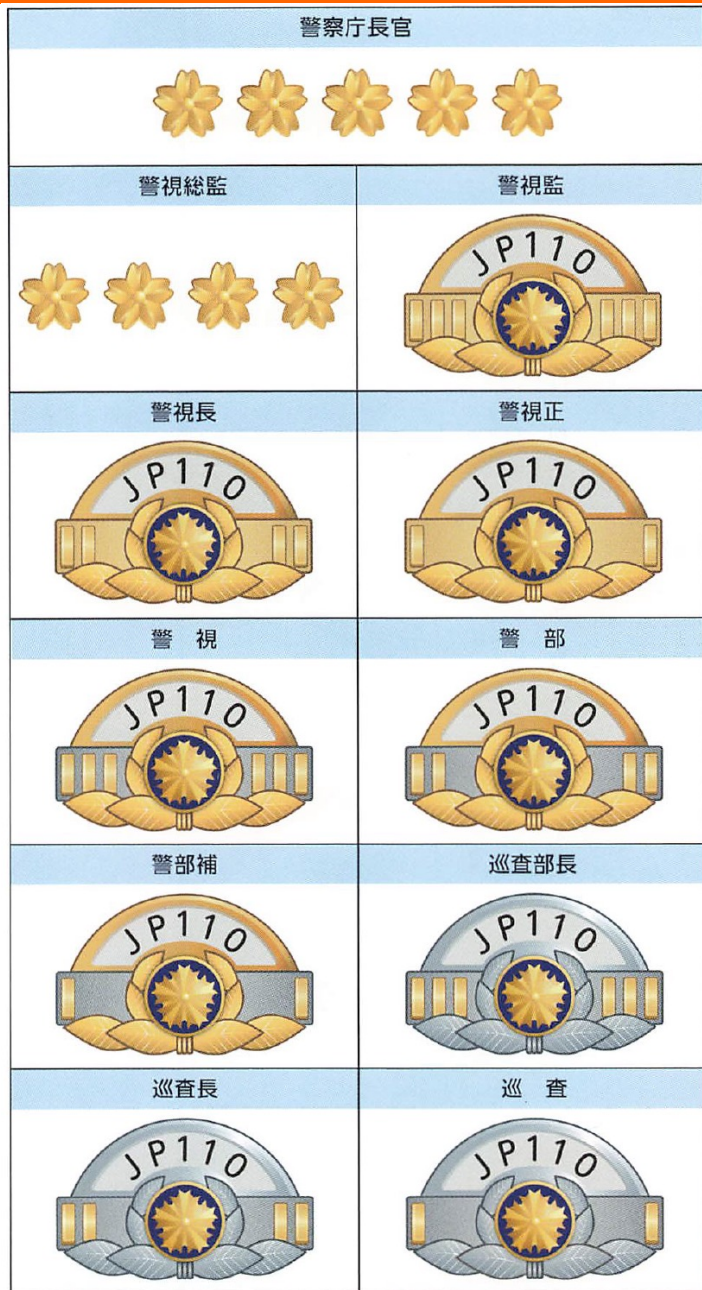
な場所において、交通違反の予防、検挙のための自動車検問を実施し、同所を通過する自動車に対して走行の外観上の不審な点の有無にかかわらず短時間の停止を求めて、運転者などに対し必要な事項についての質問などを行うことは、それが相手方の任意の協力を求める形で行われ、自動車の利用者の自由を不当に制約することにならない方法、態様で行われる限り、適法なものと解すべきである。」

POINT

自動車一斉検問は、警察官職務執行法2条1項の定める職務質問の要件を満たさず、道路交通法にもその根拠がないため、作用法に根拠を求めることが難しい。本決定は、自動車一斉検問について、組織法(組織規範)である警察法2条1項を援用し、相手方の任意の協力を求めるかたちで、自動車の利用者の自由を不当に制約しない方法・態様で行われる限りで適法とした(運転者が交通取締りに協力すべきこと等にも言及している)。

本決定は、強制力を伴わない任意手段による行政調査について、組織規範に法的根拠を求めた。この点、自動車一斉検問は、現実に強制の契機を伴う以上、立法的解決を図るべき問題と考えられる(櫻井=橋本166頁)。学説には、警察法2条1項は警察の責務を定める責務規範であり、通常の組織規範とは異なるとして、一定の方法・態様による任意調査について責務規範が根拠規範になり得るとするものもある(稲葉ほか27頁)。

警察庁・都道府県警：階級章及び階級等とポストの大まかな対応




	警察庁	警視庁	警察本部 (大)	警察本部	警察署 (大)	警察署	交番
警察庁長官	警察庁長官						
警視總監		警視總監					
警視監	局長 審議官	副總監 部長	本部長				
警視長	議長 参事官 室長等	部長 参事官	部長	本部長			
警視正	室長等 企画官 理事官	参事官 課長	部長 参事官 課長	部長 参事官	署長		
警視	課長補佐 課付警視	課長 理事官等 管理官等	参事官 課長 次席・次長 管理官等	参事官 課長 次席・次長 管理官等	副署長 課長 統括官等	署長 副署長	
警部	係長	課長補佐 係長	課長補佐	課長補佐	課長代理	調査官等 課長	(交番所長)
警部補				係長			ブロック長 ハコ長
巡查部長					主任		
巡查長					係員等		
巡查						係員	

- 1名
- 1名
- 38名
- 590名
- 590名
- 9,000人
- 20,000人
- 85,000人
- 18万人以上

出典：『警察官の出世と人事』古野まほろ（光文社新書）8頁、46頁

陸・海・空自衛隊の階級と外国軍隊、警察、海上保安庁との比較

陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊	外国軍隊	警察	海上保安庁
陸上幕僚長 	海上幕僚長 	航空幕僚長 	大 将	警視総監	
陸 将 	海 将 	空 将 	中 将	警視監	海上保安監 1等保安監・甲
陸将補 	海将補 	空将補 	少 将	警視長	1等保安監・乙
1等陸佐 	1等海佐 	1等空佐 	大佐	警視正	2等保安監
2等陸佐 	2等海佐 	2等空佐 	中佐	警視	3等保安監
3等陸佐 	3等海佐 	3等空佐 	少佐	警視・警部	1等保安正
1等陸尉 	1等海尉 	1等空尉 	大尉	警部・警部補	2等保安正
2等陸尉 	2等海尉 	2等空尉 	中尉	警部補・巡査部長	
3等陸尉 	3等海尉 	3等空尉 	少尉	警部補・巡査部長	3等保安正
准陸尉 	准海尉 	准空尉 	准 尉	警部補・巡査部長	3等保安正

陸曹長 	海曹長 	空曹長 	上級曹長	警部補・巡査部長	1等保安士
1等陸曹 	1等海曹 	1等空曹 	曹 長	警部補・巡査部長	1等保安士
2等陸曹 	2等海曹 	2等空曹 	軍 曹	警部補・巡査部長	2等保安士
3等陸曹 	3等海曹 	3等空曹 	伍 長	巡査部長	3等保安士
陸士長 	海士長 	空士長 	上等兵	(巡査長) 巡査	1等保安士補
1等陸士 	1等海士 	1等空士 	1等兵	(巡査長) 巡査	2等保安士補
2等陸士 	2等海士 	2等空士 	2等兵	(巡査長) 巡査	3等保安士補

キャリア組・準キャリア組・ノンキャリア組

キャリア組

国家公務員**総合職**試験に合格して**警察庁**に採用された警察官

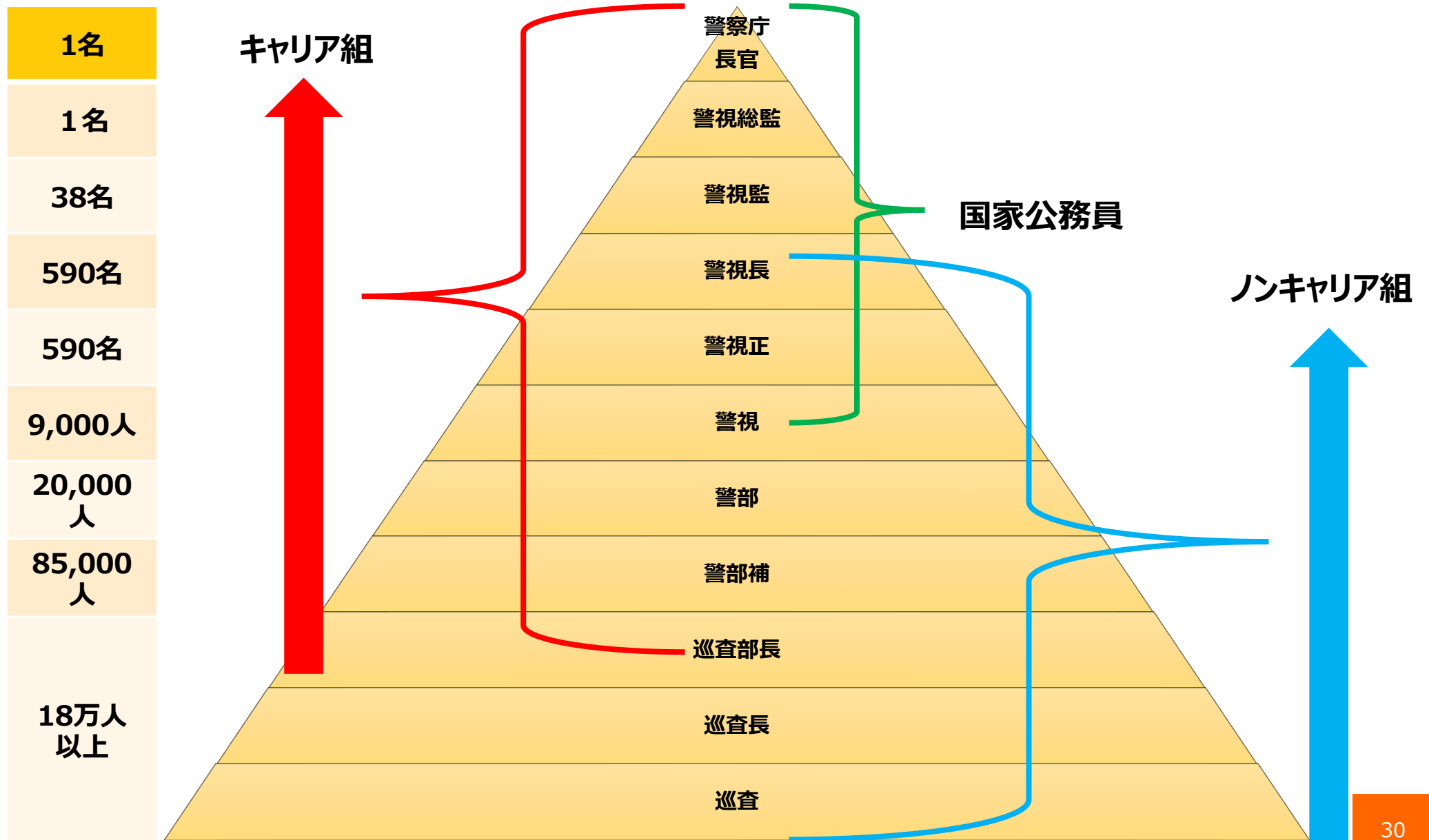
準キャリア組

国家公務員**一般職**試験に合格して**警察庁**に採用された警察官

ノンキャリア組

警察官採用試験に合格して**都道府県警**に採用された警察官

キャリア組・ノンキャリア組の階級

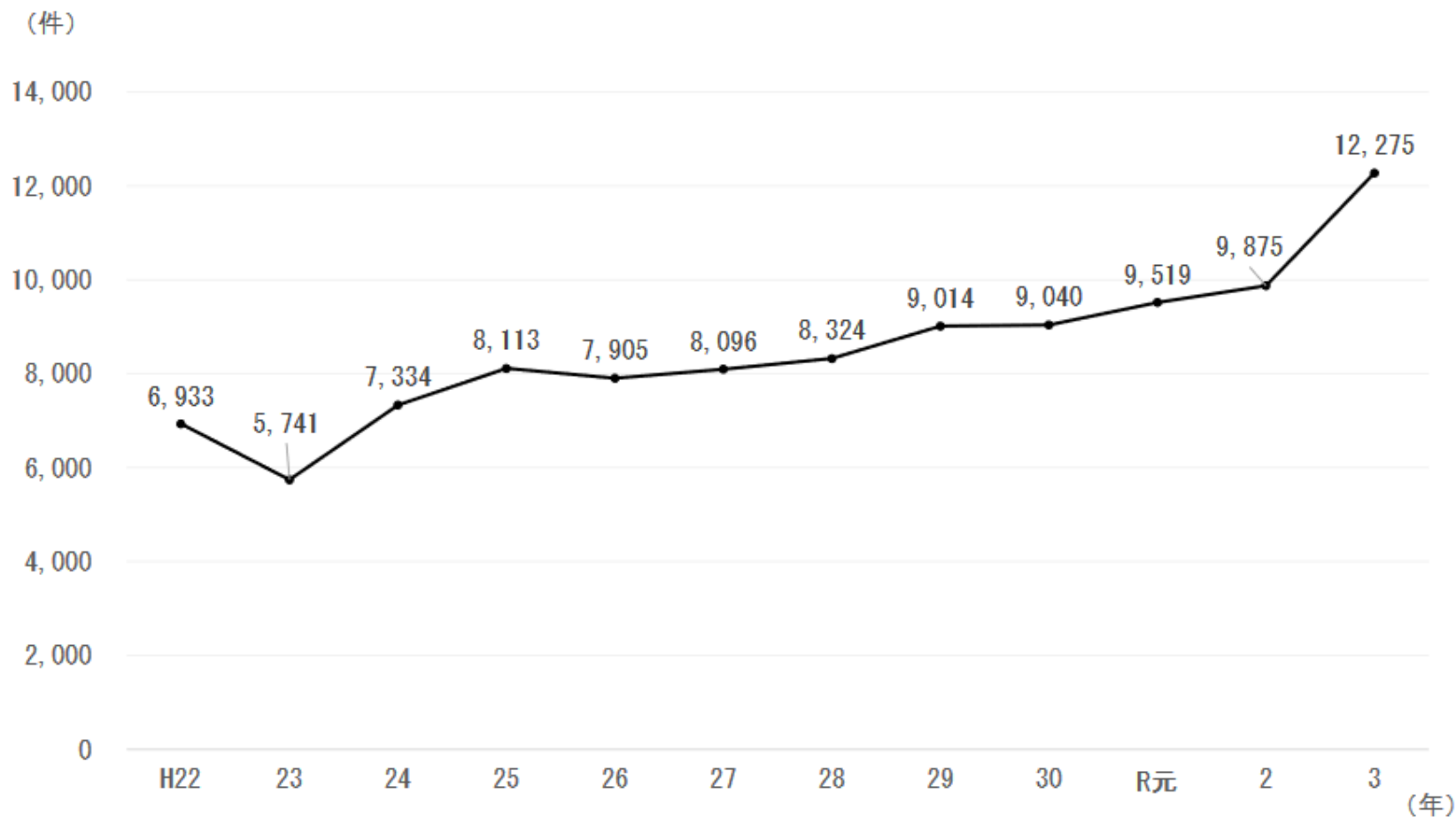


サイバー犯罪の状況

サイバー犯罪の現状

暫定値

グラフ10 サイバー犯罪 検挙件数



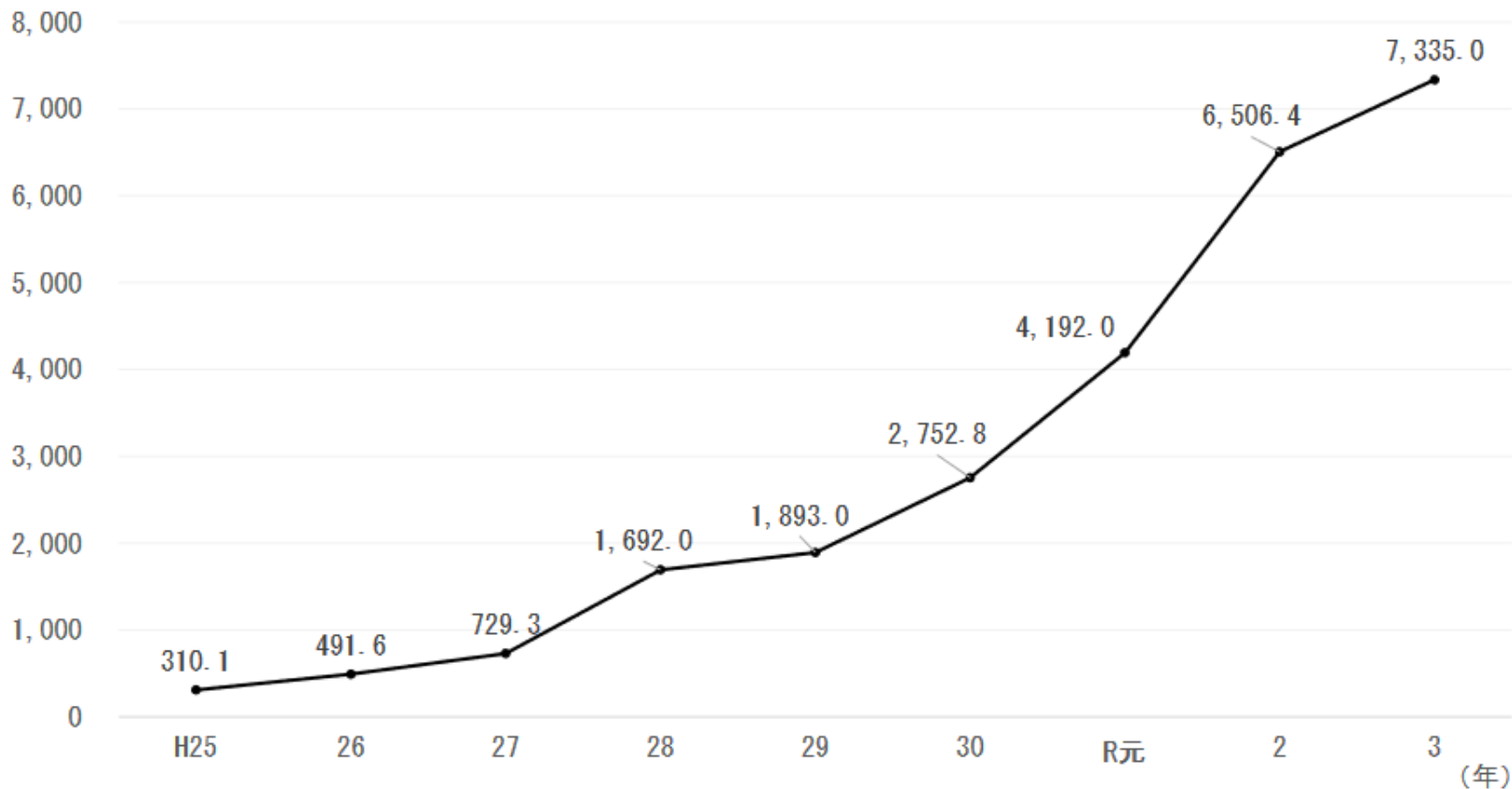
サイバー犯罪の検挙件数は、平成24年から増加傾向にあり、令和3年は12,275件と、前年比で24.3%、平成29年からの過去5年で36.2%増加している。

サイバー犯罪の現状

暫定値

グラフ11 サイバー空間における探索行為等とみられるアクセス件数

(件/日・IPアドレス)

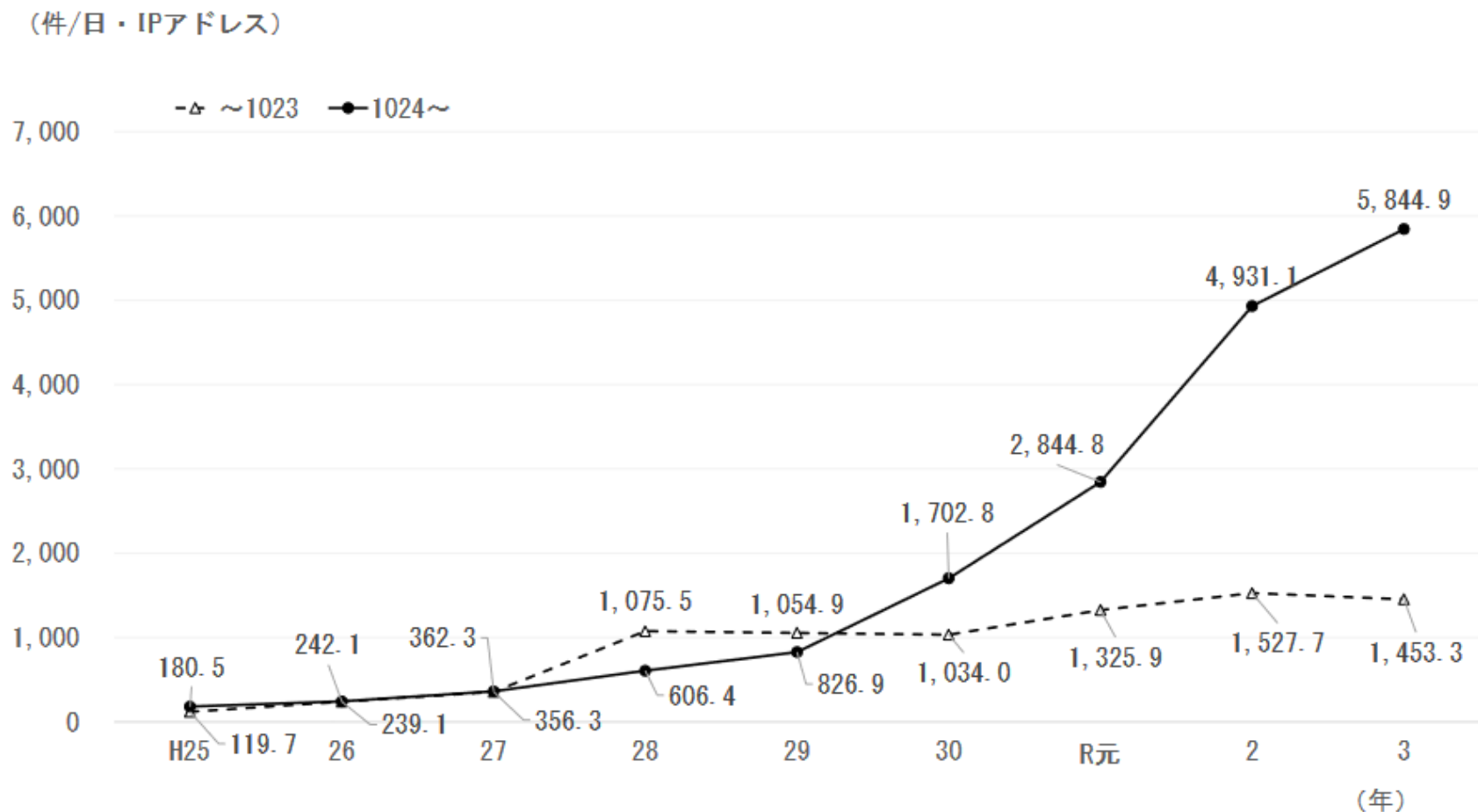


サイバー空間における探索行為等とみられるアクセス件数は、平成25年以降増加傾向にあり、令和3年は、一つのセンサーに対する一日当たりの不審なアクセスの件数が7,335.0件となり、前年比で12.7%増加している。

サイバー犯罪の現状

暫定値

グラフ12 サイバー空間における探索行為等とみられるアクセス件数(宛先ポート別)



サイバー空間における探索行為等とみられるアクセスについては、メールの送受信やウェブサイト閲覧等一般に広く利用されているポート(1023以下のポート)に対するものに比べ、IoT機器等に利用されているポート(1024以上のポート)に対するものの増加が顕著であり、令和3年における1つのセンサーに対する1日当たりの不審なアクセスの件数は、平成29年比で7.1倍の5844.9(件/日・IPアドレス)となっている。

サイバー犯罪の現状

図表特2-2 検挙した不正アクセス行為の種類別内訳
(令和元年及び令和2年)

区分	年次	令和元	2
合計 (件)		787	585
識別符号窃用型 ^(注)		785	576
フィッシングサイトにより入手		1	172
利用者からの聞き出し又はのぞき見		20	115
利用者のパスワードの設定・管理の甘さにつけ込んで入手		310	99
他人から入手		182	78
識別符号を知り得る立場にあった元従業員や知人等による犯行		161	67
スパイウェア等のプログラムを使用して入手		5	3
インターネット上に流出・公開されていた識別符号を入手		3	1
その他		103	41
セキュリティ・ホール攻撃型		2	9

注：アクセス制御されているサーバに、ネットワークを通じて、他人の識別符号を入力して不正に利用する行為

図表特2-3 不正アクセス後に行われた行為別内訳
(令和元年及び令和2年)

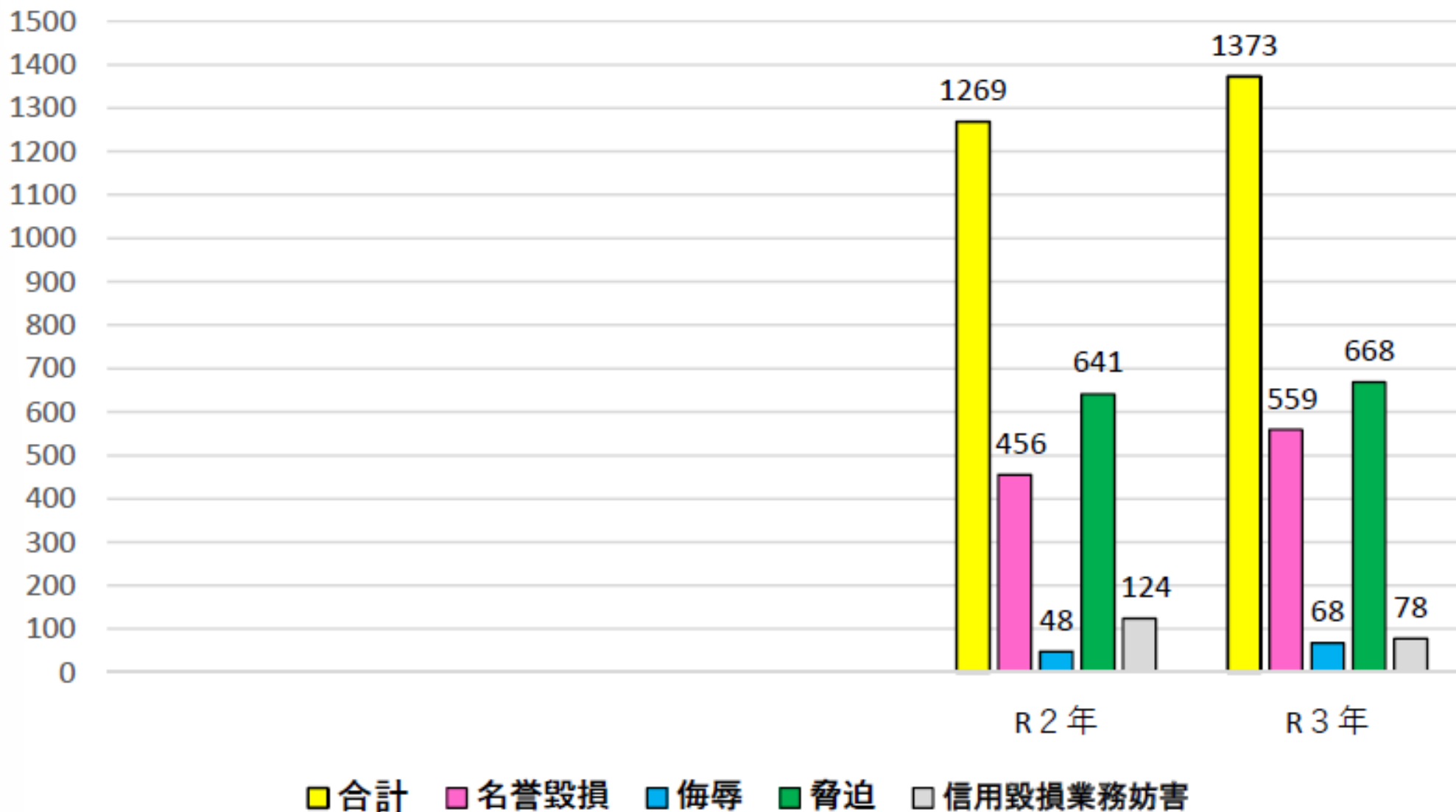
区分	年次	令和元	2
合計 (件)		2,960	2,806
インターネットバンキングでの不正送金等		1,808	1,847
メールの盗み見等の情報の不正入手		329	234
インターネットショッピングでの不正購入		376	172
オンラインゲーム・SNSの不正操作		60	81
知人になりすましての情報発信		30	26
暗号資産交換業者等での不正送信		22	18
ウェブサイトの改ざん・消去		19	10
インターネット・オークションの不正操作		47	6
その他		269	412

(認知件数)

図表特2-4 サイバー犯罪の検挙件数の推移 (平成28年～令和2年)

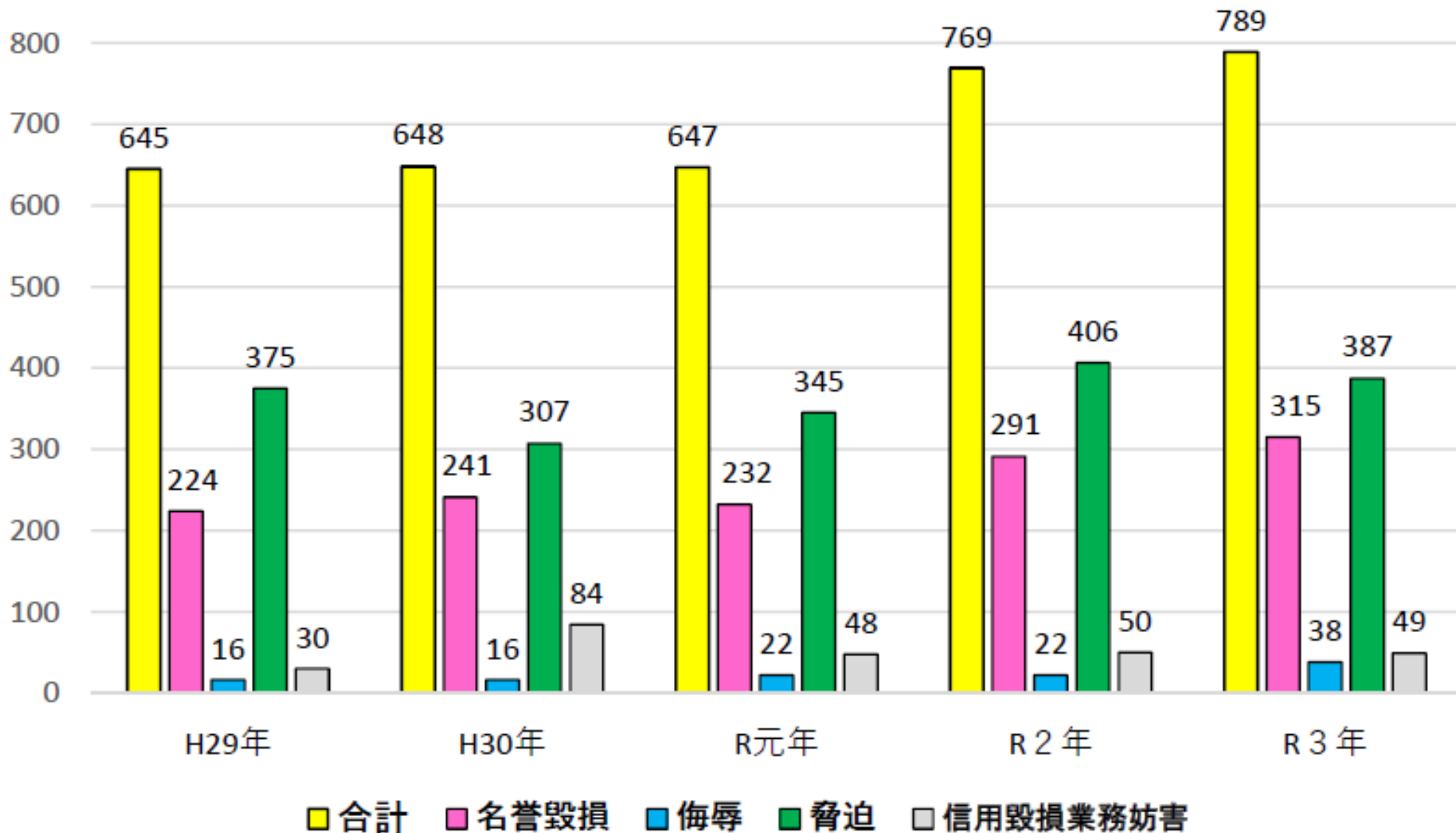
区分	年次	平成28	29	30	令和元	2
合計 (件)		8,324	9,014	9,040	9,519	9,875
不正アクセス禁止法違反		502	648	564	816	609
コンピュータ・電磁的記録対象犯罪		374	355	349	436	563
児童買春・児童ポルノ禁止法違反		2,002	2,225	2,057	2,281	2,015
詐欺		828	1,084	972	977	1,297
著作権法違反		586	398	691	451	363
上記以外の罪種		4,032	4,304	4,407	4,558	5,028

インターネット利用による侮辱、名誉毀損等の認知件数



出典：警察庁提出資料（自民党 情報通信戦略調査会 ネット上の誹謗中傷等対策小委員会2022年3月2日）

インターネット利用による侮辱、名誉毀損等の検挙件数



出典：警察庁提出資料（自民党 情報通信戦略調査会 ネット上の誹謗中傷等対策小委員会2022年3月2日）

侮辱罪・名誉毀損罪：認知件数・検挙件数・起訴件数・科刑件数

	侮辱罪									
	認知件数	検挙件数			起訴件数			有罪件数		
	総数	総数	逮捕	身柄不拘束	総数	公判請求	略式起訴	総数	拘留	科料
平成28年		56	1	55	27	2	25	23	0	23
平成29年		63	1	62	21	1	20	16	0	16
平成30年		62	1	61	28	2	26	24	0	24
令和元年		70	0	70	32	2	30	27	0	27
令和2年	48	59	2	57	30	0	30	30	0	30
令和3年	68	92	2	90						

	名誉毀損罪									
	認知件数	検挙人員			起訴人員			科刑人員		
	総数	総数	逮捕	身柄不拘束	総数	公判請求	略式起訴	総数	懲役	罰金
平成28年		381	69	312	210	75	135	142	20	122
平成29年		447	107	340	199	55	144	152	22	130
平成30年		502	103	399	208	53	155	140	12	128
令和元年		510	87	423	245	72	173	177	24	153
令和2年	456	522	88	434	263	79	184	179	9	170
令和3年	559	548	81	467						

※ 認知件数は、警察のもので、インターネット利用によるもののみ。

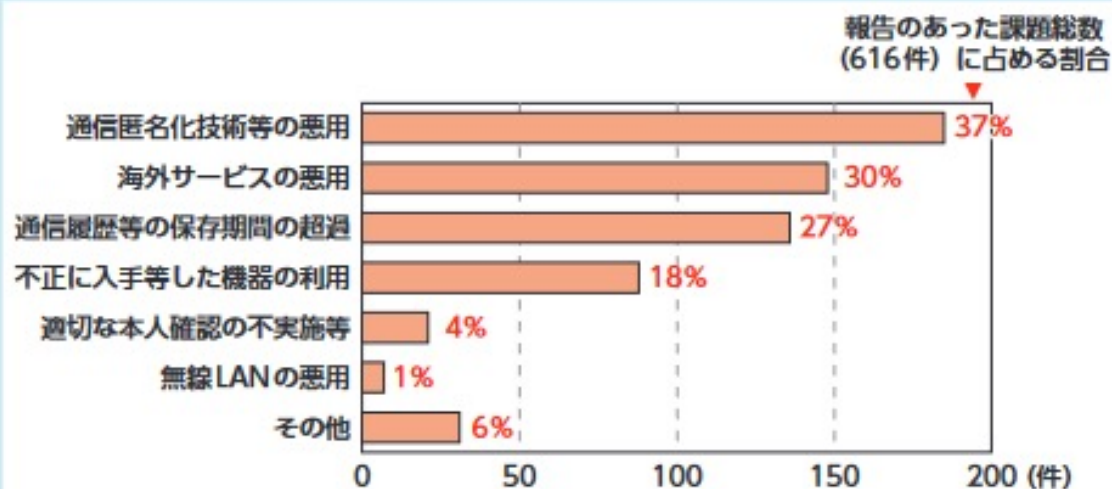
MEMO

サイバー犯罪捜査における犯人の事後追跡上の課題

サイバー犯罪捜査における犯人の事後追跡可能性について、都道府県警察本部のサイバー犯罪対策担当課に対し、令和元年中に認知したサイバー犯罪事件に関し、犯人の事後追跡上の課題となったものを調査したところ^(注3)、プロキシ等の「通信匿名化技術等の悪用」が最も多く、次いで、「海外サービスの悪用」、捜査の時点で通信履歴（ログ）が保存されていないなどの「通信履歴等の保存期間の超過」が多かった。

こうした課題に対処するため、警察では、関係事業者等に対し、総務省の「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」を踏まえた通信履歴の適切な保存、適切な本人確認・認証等の実施を要請している。

図表特2-13 サイバー犯罪捜査における事後追跡上の課題



サイバー警察局をめぐる論点

(1) サイバー事案とは？

- サイバーセキュリティが害されることその他情報技術を用いた不正な行為により生ずる個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案（改正法5IV⑥ハ）
- ※ サイバー犯罪との違いは？

(2) サイバー犯罪とは？

- インターネット等の高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等、情報技術を利用した犯罪（[警察庁警察白書](#)）
- サイバー犯罪条約により国内的に措置が必要な犯罪は以下の通り
 - ① コンピュータ・データ及びコンピュータ・システムの秘密性、完全性及び利用可能性に対する犯罪
 - ② コンピュータに関連する犯罪
 - ③ 特定の内容に関する犯罪（児童ポルノに関連する犯罪）
 - ④ 著作権及び関連する権利の侵害に関連する犯罪

(3) 重大サイバー事案とは？

- サイバー事案のうち次のいずれかに該当するもの（改正法5IV⑥ハ）
 - (1) 次に掲げる事務又は事業の実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれのある事案
 - (i) 国又は地方公共団体の重要な情報の管理又は重要な情報システムの運用に関する事務
 - (ii) 国民生活及び経済活動の基盤であつて、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるものに関する事業
 - (2) 高度な技術的手法が用いられる事案その他のその対処に高度な技術を要する事案
 - (3) 国外に所在する者であつてサイバー事案を生じさせる不正な活動を行うものが関与する事案